

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町1-70
評価実施期間	22年7月21日～23年1月17日
評価調査者番号	① H17-a008
	② H17-b003
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： (施設名) 浜松市立雄踏保育園	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 金子 三記子	開設年月日 昭和43年4月1日
設置主体： 経営主体： 浜松市	定員 120人 (利用人数) 145人
所在地：〒 431-0102 浜松市西区雄踏町宇布見 5461	
連絡先電話番号： 053-592-0502	F A X 番 号 053-596-2906
ホームページアドレス	http://www.hamamatsu-pippi.net/education/youho/hoikuen/yuutou.htm

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
一般保育 延長保育 一時保育 障害児保育	入園式、遠足(親子、お別れ)、健康診断、運動会、いつもありがとう会、なかよし発表会、クリスマス会、どろんこあそび、お店屋さんごっこ、豆まき会、ひなまつり会、お別れ会、卒園式、誕生会(月例)、避難訓練(月例)		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
保育室3 保ふく室3 乳児室1 調乳室2	事務室、教材室2、調理室、遊戯室、倉庫3、砂場、飼育小屋、プール、		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1	調理員	3
主任	1	調理員(パート)	1
保育士	24		
保育士(パート)	1		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

合併前の旧雄踏町の時代から町民に大切に育まれてきた保育園で、合併後職員の大幅な退職や異動等がある中、園長始め職員一丸となって“親しまれ愛される雄踏保育園”を目指し努力しています。

園内は広い廊下がゆったりした空間を醸し出し、コーナーが随所に設けられ子どもたちの自由遊びに活用されているなど、快適さを目指し創意工夫が行われています。

家庭的雰囲気を感じ、積極的に子どもたちに声掛けをしています。事務所は、扉を開放し、子どもたちや忙しい保護者がどこからでも声掛けや相談ができるようにしています。

園の中長期計画が策定され、年度ごと、項目ごとに整理されており、年次の事業計画に反映できるようになっています。

職員の意向を把握できる基準を作り、自己啓発の向上、研修計画に反映させています

地域の幼小中高生との交流事業をはじめ、地域の民生委員等との触れ合いなど地域交流に努めています。

保育サービスの実施は各種マニュアルを整備し、子どもの発達の特性に配慮して実施しています。

◆ 特に改善を求められる点

日々の保育サービスに関しては、実施面では充実していますが、誰が行ってもずれの無いよう、組織として取り組みの手順や様式等を定め、かつ定期的に内容のチェック、見直しを行うことが求められます。

合併併後間もないことから、今までと変わった園の取り組みや方法等について、園の対応を歓迎する保護者と戸惑いを感じている保護者がおり、園サイドとの間に若干ずれがあるように感じます。今以上に保護者の意向を把握し園の意向等を理解・協力してもらうための取り組みや工夫が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

浜松市が合併して職員のメンバーや保育内容が変わり、地域に新体制が根付いておらず、“今まではこうだった、このやり方だった”等の考えを、第三者評価の受審が入ることで、保育園が社会にもたらす利益を冷静に客観的に見直す良い機会となりました。

子どもと一緒に感じ合い、考えることを大切に、チャンスがある毎に勉強会を行い、話し合い、創意を出し合うことでチームワークも図れ、その過程が大変有意義となりました。保護者の気持ちを真摯に受け止め理解し、子育て支援を大切にするため、アンケートも参考にさせていただきます。また、今回指摘を受けたところや新たに知り得たこと等の改善につとめていきたいと思えます。

一人ひとりの子どもが一步ずつ熟していくようなゆったりと安定した保育を目指し、未来につながる子どもを育てていくことで、皆様から愛されていきたいと思えます。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*理念・基本方針が明文化し、各クラス等に掲示するとともに職員会議等で話し合うなど周知されている。</p> <p>*利用者には、入園のしおりに記載し、入園時や懇談会等で周知している。内容もわかり易く記載されている。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*中長期計画が作成され、保育の支援に関わる項目ごとに5カ年間の年度ごとに内容が整理されている。</p> <p>*事業計画、保育計画も中・長期計画に基づいて策定されているが、計画策定の定めについては十分ではない。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*管理者は、責任と役割を業務マニュアルに記載のうえ会議等で説明をしている。</p> <p>*研修等に参加し、業務に関連する必要な遵守する法令等を把握している。</p> <p>*人事考課や職員の自己啓発に取り組んでいる。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*児童の待機人数など、保育運営に影響する情報は公共機関や研修・地域連絡会議等から情報を把握している。</p> <p>*子育て支援センターの設置はされていないが、地域との連携を大切にし、情報等の把握に努力している。</p> <p>*市の監査部門の監査を受けているが、外部監査は実施していない。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*職務分担表により、職員個々の保育にかかる責任と分担を明確にし周知している。</p> <p>*職員の自己目標カードを活用して意見を把握し、就業状況に配慮したり、職員の研修についても意向をもとに計画実施している。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*事故防止・感染防止・危機管理等のマニュアルが整備され職員に配布の上、研修会等で周知している。</p> <p>*不審者等の侵入には、警察署の指導のもと訓練も実施している。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>*地域や幼小中高との交流保育を実施して、世代間交流や地域の方との交流に努めている。</p> <p>*子育て相談や園庭解放等実施しているとともに、地域住民への子育てや保育についての講習会の開催など専門的な技術等の提供も行っている。</p>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>*アンケートや懇談会等を実施したりしてより良いサービスの提供に努力している。</p> <p>*日々のサービスは様々な創意工夫によって子どもたちの満足度を満たしている。</p>

2 サービスの質の確保	<p>*子どもの発達状況に配慮した各種取り組みが整備されている。</p> <p>*質の確保のために、園児には個人票等が用意され日々の成長の様子や課題などが丁寧に記録され、職員間でも情報の共有化が進んでいる。</p> <p>*アレルギー児への徹底した食事管理に見られるように、利用者の食事環境をより良くする姿勢・対応がなされている。</p> <p>*保育サービス等について、自己点検自己評価結果をまとめた上で話し合いを行い、今後の課題を絞り、改善策等を明確にして改善に取り組んでいる。</p>
3 サービスの開始、継続	<p>*開始時の入園式には、パンフレット等を配布し、園長はじめ担当職員から丁寧な説明をし、必要な内容では保護者からの同意を得ている。</p> <p>*転園、退園、卒園などの際、サービスの継続性に関しては、それぞれ対応しているが、手順や必要な書類等の定めは十分ではない。</p>
4 サービス実施計画の策定	<p>*保育の基本方針に基づき保育計画は担任を中心に作成され、毎月末に全職員により指導計画の評価を行い、次月の目標を立てているが、計画策定や見直しに関する手順や方法の定めが十分ではない。</p> <p>*子どもや保護者の情報は、全職員に伝わるような仕組みがフローチャートされ、確実に計画に反映している。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	A
	② 理念や基本方針が利用者等に周知している。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 計画の策定が組織的に行われている。	B
	② 計画が職員や利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	A
	③ 外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	A
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
②	実習生の育成について積極的な取り組みを行っている。	A

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取り組みが行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
⑥	発生した事故を把握している。	A
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取り組みを行っている。	A
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
①	小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
②	利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
③	施設が有する機能を地域に還元している。	A
④	ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
①	必要な社会資源を明確にしている。	A
②	関係機関等との連携が適切に行われている。	A
③	虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
④	虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。		
①	地域の福祉ニーズを把握している。	A
②	地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
①	職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	A
②	子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
③	基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
④	子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行なっている。	A
⑤	子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	A
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
②	利用者満足の向上に向けた取り組みを行っている。	A
③	子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
④	子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
⑤	子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
⑥	沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A

	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取り組みを行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	A
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	A
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	B
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	A
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	A
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	B
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	A
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	A
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取り組みがなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心もてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	A
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	B

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	A
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	B
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	A

③	食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	A
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	B
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	B
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	B